

令和 7 年度 たき居宅介護支援事業所事業計画

1. 事業の目的

社会福祉法人多伎の郷が設置する、たき居宅介護支援事業所（以下「事業者」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

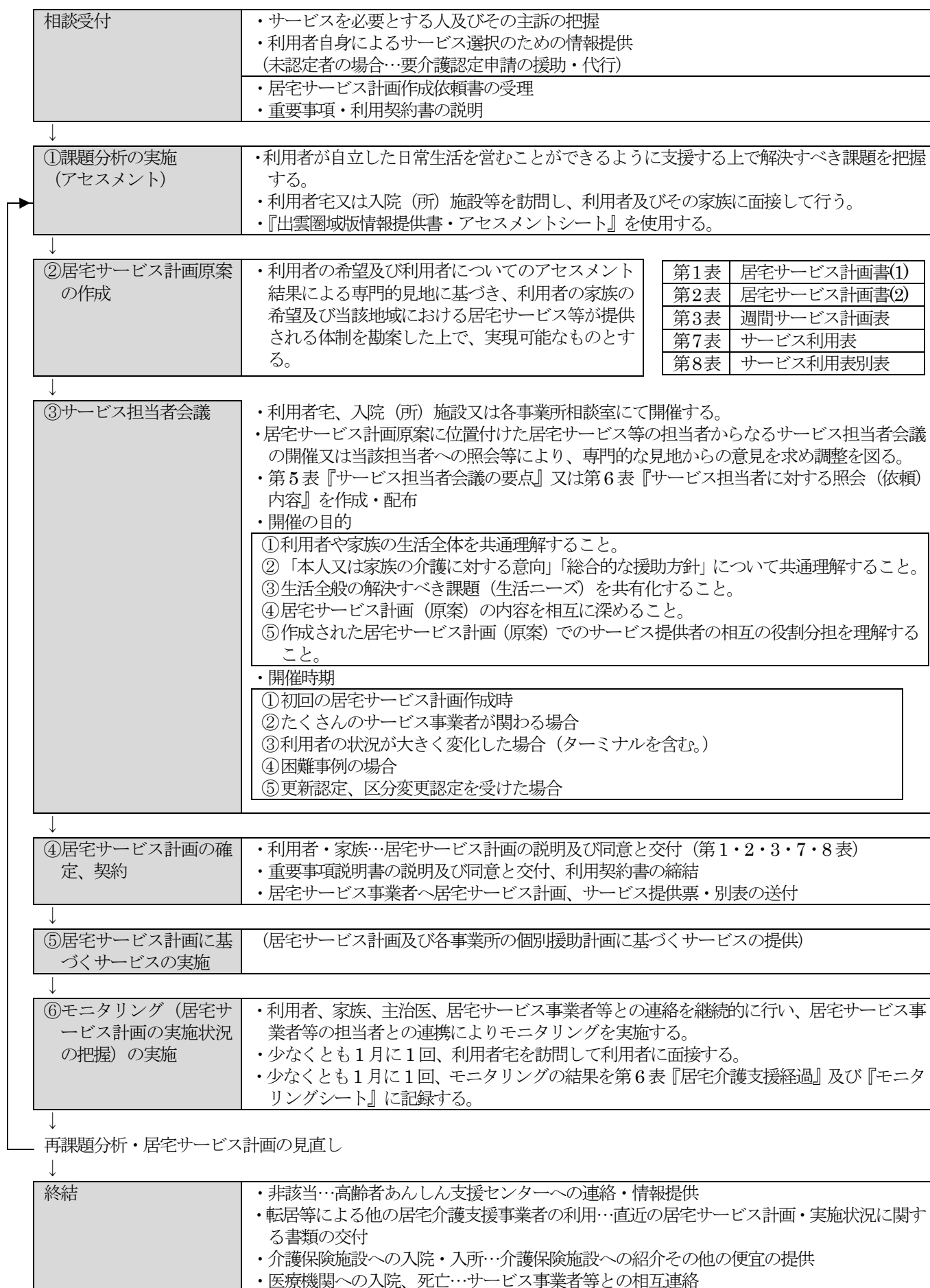
2. 運営方針

- (1) 利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- (4) 保険者から要介護認定調査の委託を受けた場合は、その知識を有するよう常に研鑽に努め、被保険者に公正、中立に対応し正しい調査を行う。
- (5) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- (6) 事業所は、特定事業所加算（Ⅲ）の算定事業所として質の高いケアマネジメントを行うよう努める。自らその提供するサービスの質の評価を行い、サービスの評価を常に見直すことで改善を図る。

3. 今年度の重点目標

- ・ 要支援者と事業対象者の受け入れを積極的に図り、早期の信頼関係構築による質の高いケアマネジメントを提供する。
- ・ 接遇スキルの向上を図り、利用者・家族のニーズをキャッチし、ニーズに添った対応を心掛ける。
- ・ 他制度に関する事例検討会や研修参加等により、介護保険以外の制度についての理解をより一層深めていく。

4. 利用者援助の展開過程



5. 委託業務について

委託業務	委託者	内 容	委託料（税込）
介護予防支援業務	出雲市社会福祉協議会	介護予防サービス利用者のプラン作成等	1件月額 4,420 円
介護予防ケアマネジメント業務		総合事業対象者のプラン作成等	委託連携加算 1件 3,000 円
要介護認定調査	出雲市	調査対象者（在宅利用者）の更新認定	初回加算 1件 3,000 円、等
避難プラン作成業務	出雲市	避難行動要支援者の避難プラン作成	1件 3,300 円

6. 情報公表、自己評価、利用者アンケート

- ・ 介護サービス事業の公表制度の受け入れ、居宅介護支援サービス評価基準による自己評価を実施していく。あわせて課題解決に取り組み、サービスの質の向上を図っていく。
- ・ 利用者アンケートの実施及び公表により利用者や家族の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善を図っていく。

7. 苦情解決

- ・ 『社会福祉法人多伎の郷苦情解決実施要領』に基づき、利用者からの苦情に対し、適切な解決に努める。

8. 研修

(1) 実施形態

事業所内研修	新規採用時、居宅部会、法人全体研修・訓練時等に実施
施設外研修	行政や福祉・医療関係の職能団体等から案内のある研修会への参加
オンライン動画配信サービス利用による研修	多伎の郷で契約・導入している動画配信業者の配信サービスを利用した受講（フォローアップ研修ネット配信、介護技術動画マニュアル配信）

(2) 主な研修内容

①『基準上義務的に事業所内で必要な研修・訓練』

研修・訓練	研修内容	実施回数	新規採用時
高齢者虐待防止の研修	虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該居宅介護支援事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うもの	年1回以上	○
感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する研修	感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うもの	年1回以上	○
感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する訓練	平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応についての訓練（シミュレーション）	年1回以上	
感染症及び災害に係る業務継続計画のための研修	感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかわる理解の励行を行うもの	年1回以上	○
感染症及び災害に係る業務継続計画のための訓練	感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等	年1回以上	

身体拘束等適正化推進に関する研修	身体拘束等の適正化の知識を普及・啓発するものであるとともに、当該居宅介護支援事業所における指針に基づき、身体拘束等の適正化の推進を行うもの（令和6年度～）	年1回以上	○
------------------	---	-------	---

②「介護サービス情報公表制度」でチェック項目となっている研修への取り組み

認知症及び認知症ケアに関する研修 プライバシーの保護の取り組みに関する研修 倫理及び法令遵守にかかわる研修	全ての「新任」の従業者を対象とする研修 全ての「現任」の従業者を対象とする研修
---	--

③ 新任研修（①以外、3ヶ月以内に実施）

研修内容	研修方法
サービス提供のポイント、要介護者への在宅・施設サービス、福祉用具購入費・住宅改修費について	テキスト『介護報酬の解釈1－単位数表』使用
居宅・施設サービスの基準について	テキスト『介護報酬の解釈2－指定基準編』使用
地域包括支援センターについて、居宅介護支援事業所との連携について	主任介護支援専門員による指導
パソコンの操作方法について （ケアプラン第1・2・3・4・5・7・8表、利用料計算書）	パソコン演習

④ 介護支援専門員毎の個別研修（①の研修を含む）について

P7「令和7年度 たき居宅介護支援事業所研修計画」による。

⑤ 島根県が定めた介護支援専門員研修体系に基づく研修

研修名	講習時間	受講対象者
実務研修	87 時間	介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者
更新 研修	専門研修課程Ⅰ 56 時間	原則として就業後6月以上の者。
	専門研修課程Ⅱ 32 時間	原則として専門研修課程Ⅰを修了している就業後3年以上の者。
主任介護支援専門員研修 （「主任介護支援専門員」となるための研修。）	70 時間	- 専任介護支援専門員（専任従事期間5年以上） - ケアマネリーダー、認定ケアマネジャー（専任従事期間3年以上） - 地域包括支援センター主任ケアマネ - 十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者
主任介護支援専門員更新研修	46 時間	- 介護支援専門員に係る研修企画、講師・ファシリテーターの経験がある者（島根県介護支援専門員実務研修実習の実習指導の経験も該当） - 地域包括支援センター・職能団体等開催の法定外研修等に年4回以上参加した者 - 日本ケアマネジメント学会開催の研究大会等で、演題発表等の経験がある者 - 認定ケアマネジャー - 十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者

⑥ その他の研修

研修名	主催
事例検討会・研修会等	他法人の居宅介護支援事業所との合同開催
事例検討会等	地域包括支援センター
介護支援専門員基礎研修（現場経験2年未満）	出雲地域介護支援専門員協会
出雲地域介護支援専門員協会 総会・研修会	出雲地域介護支援専門員協会
出雲地域介護支援専門員居宅系研修会	出雲地域介護支援専門員協会
島根県介護支援専門員研究大会	県介護支援専門員協会

介護保健サービス事業者連絡会研修会	出雲地域介護保険サービス事業者連絡会
介護認定調査員研修会	出雲市介護保険課
認知症研修会	県社会福祉協議会等
リスクマネジメント研修会	県社会福祉協議会等
他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修会 (家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識)	

9. 非常災害対策

消防避難訓練（避難訓練・消火訓練） 1回／年

10. 会議・委員会

会議名	構成員	会議内容
居宅部会 【週1回以上】 ※基本的には毎週木曜とし、必要に応じ随時開催	たき居宅介護支援事業所職員	・利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等 ・処遇困難ケースについての具体的処遇方針の検討 ・過去に取り扱ったケースについての問題点及び改善策の検討 ・地域における事業者や活用できる社会資源の現状についての確認及び検討 ・保険医療及び福祉に関する諸制度について ・ケアマネジメントに関する技術について ・利用者からの苦情に関する改善方針の検討 ・職員間での問題点・課題の共有、相談
スーパービジョン会議【随時】	たき居宅介護支援事業所職員	・ケアマネの質の向上に関する検討 ・処遇困難事例検討（朝礼時等を利用して実施する）
地域個別ケア会議【随時】	出雲市高齢者福祉課 高齢者あんしん支援センター たき居宅介護支援事業所職員 アドバイザー（多職種の専門職が必要に応じて参加）	・個別のケースについて「自立支援」につながるケアマネジメントの検討 ・多職種との連携促進 ・地域課題の抽出や共有
サービス担当者会議【随時】	（利用者・家族） 担当介護支援専門員 サービス提供事業所職員	・サービス利用者のケアプラン検討 ・サービス利用の調整 ・モニタリング等
感染対策委員会【年2回】	所長〔潮風苑・デイサービスセンターたきとの合同開催〕	・事業所内の感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策の検討
虐待防止検討委員会【年1回】	所長〔潮風苑・デイサービスセンターたきとの合同開催〕	・高齢者虐待の防止、高齢者虐待の早期発見・早期対応のための対策の検討
身体拘束等適正化推進委員会【年4回】	所長〔潮風苑・デイサービスセンターたきとの合同開催〕	・身体拘束等の適正化の知識の普及・啓発のための対策の検討

11. 実習受入計画

(1) 島根県介護支援専門員実務研修実習の受け入れ。(特定事業所加算算定事業所としての要件)

実習指導者	主任介護支援専門員
実習時期	県介護支援専門員実務研修第Ⅲ期終了後から第Ⅳ期開始までの期間の内 (1月後半～3月前半)
実習期間(日数)	概ね3日間(18時間)程度
受入人数	1、2名程度
実習費	1人3,000円

12. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日は毎週月曜日から土曜日までとし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までは休業とする。(毎週土曜日は認定調査業務、利用者・家族との連絡調整等のため交代で1名が出勤する。)
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時15分
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

13. 職員体制

職名	員数	職務内容
所長	1名	事業所の従業員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。 (介護支援専門員兼務)
介護支援専門員	3名	指定居宅介護支援の提供及び要介護認定調査を行う。 (2名専従、1名は所長兼務)
事務職員	1名	経理、従業員の健康管理、設備備品の管理に係る事務等庶務全般を行う。

14. 職員勤務

区分	始業～終業	休憩
平日	8時30分～17時15分	12時30分～13時15分

※研修実施のための勤務体制の確保について

介護支援専門員の外部研修は土日や夕方以降の時間帯に実施されることが多いため、資質向上のため必要な研修は所定の手続きにより時間外命令により業務として参加する。また、業務時間内で研修に参加する場合、他の介護支援専門員が研修参加者の担当利用者に関する調整を図ることについて居宅部会や朝礼で確認し、支障なく研修に参加できる体制を図っていく。

令和7年度 たき居宅介護支援事業所研修計画

		職員A	職員B	職員C
研修目標		複合的課題への対応力を高める	問題解決につなげるアセスメントの向上	多様なニーズへの対応力向上
実施時期	4月	認知症支援について	高齢者虐待について	多問題世帯への関りについて
	5月	BCP・感染症の予防及びまん延防止のための研修・訓練 (法人・事業所内)	BCP・感染症の予防及びまん延防止のための研修・訓練 (法人・事業所内)	BCP・感染症の予防及びまん延防止のための研修・訓練 (法人・事業所内)
	6月	権利擁護について	福祉用具の活用について	プライバシー保護について
	7月	高齢者虐待防止研修 (法人・事業所内)	高齢者虐待防止研修 (法人・事業所内)	高齢者虐待防止研修 (法人・事業所内)
	8月	生活困窮者支援について	障がい福祉について	精神疾患について
	9月	地域共生社会について	難病支援について	医療機関との連携について
	10月	防災研修・訓練 (事業継続計画(BCP)に基づき実施)	防災研修・訓練 (事業継続計画(BCP)に基づき実施)	防災研修・訓練 (事業継続計画(BCP)に基づき実施)
	11月	難病支援について	権利擁護について	災害ケースマネジメントについて
	12月	他法人との合同事例検討会	他法人との合同事例検討	他法人との合同事例検討
	1月	障がい福祉について	生活困窮者支援について	認知症支援について
	2月	プライバシー保護・倫理・法令遵守、身体拘束等適正化研修 (法人・事業所内)	プライバシー保護・倫理・法令遵守、身体拘束等適正化研修 (法人・事業所内)	プライバシー保護・倫理・法令遵守、身体拘束等適正化研修 (法人・事業所内)
	3月	集団指導	終末期ケアについて	人権・権利擁護について
	その他			主任介護支援専門員更新研修